

第 4 章

**障がい福祉サービスの実施目標
(障害福祉計画)**

1. 障がい福祉サービス等の必要量

1-1 障がいのある人の福祉サービス及び新体系

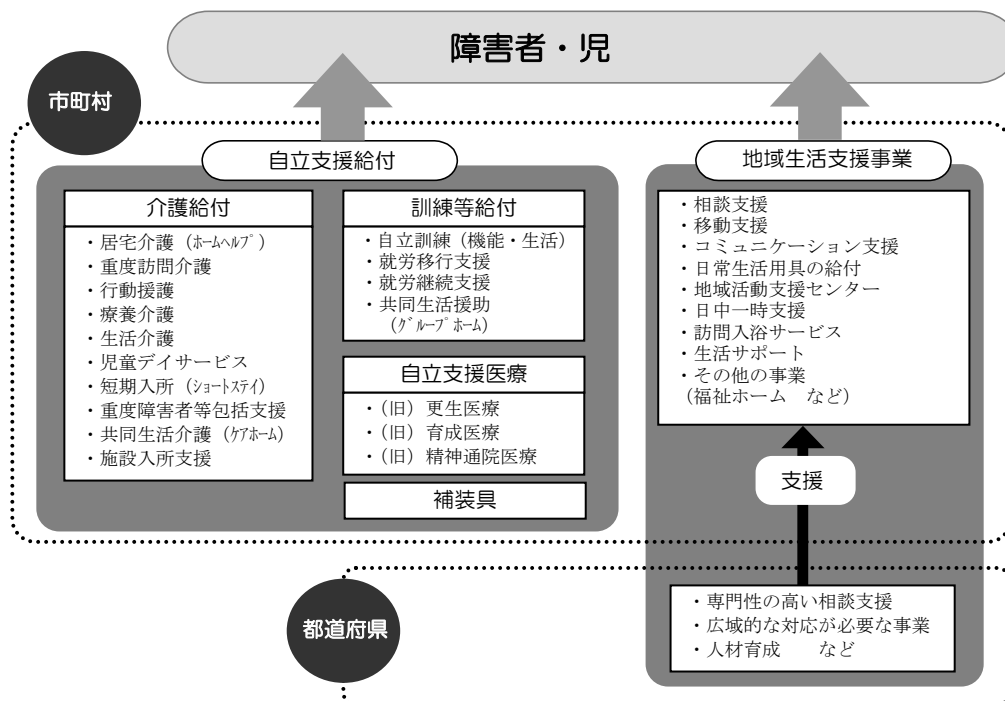
(1) 自立支援給付と地域生活支援事業

障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来 of 精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」に分けられます。

また、「地域生活支援事業」は、市町村の必須事業である相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業及び地域の実情に応じて任意に実施する事業となっています。

総合的な自立支援システムの構築



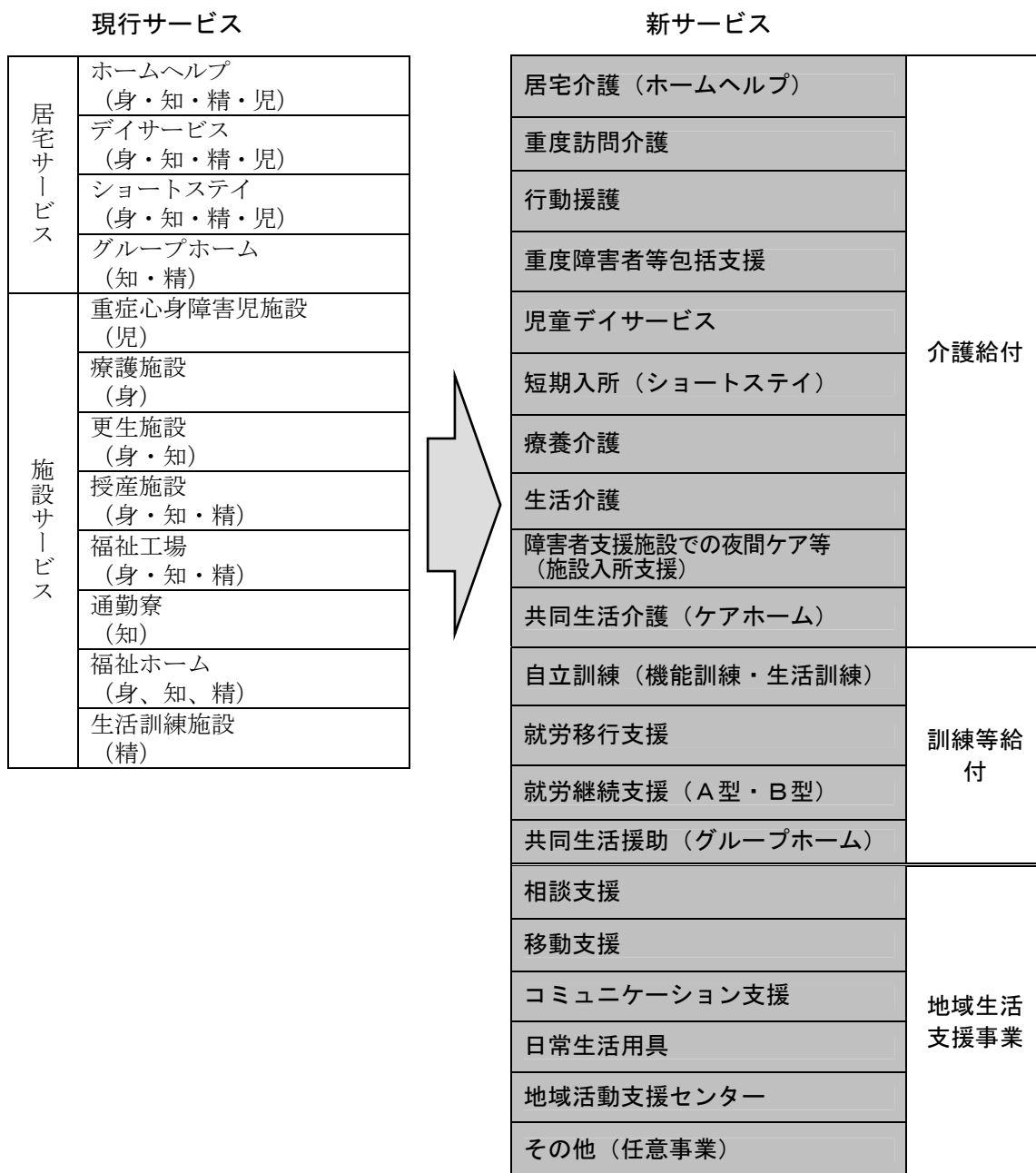
第4章 障がい福祉サービスの実施目標（障害福祉計画）

（2）新しい福祉サービスの体系

障がいのある人への福祉サービスは、障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかわらず、障がいのある人の能力や適性に応じた個別の支援が行われるよう再編されます。

入所施設においては、「日中活動の場」と「住まいの場」を分離し、昼間は「介護給付」又は「訓練等給付」のうち、複数のサービスを障がいの状況に応じて利用することが可能となります。また、夜間は、入所者の身辺介護や生活支援のための「施設入所支援」を行う「住まいの場」としての役割を果たすこととなります。

福祉サービスに係る自立支援給付等の新体系



注) 表中の「身」は「身体障がい者」、「知」は「知的障がい者」、「精」は「精神障がい者」、「児」は「障がい児」のことです。

2 国及び本市の平成23年度数値目標の考え方

- ◆訪問系サービス及び短期入所の目標設定は、支援費制度の利用実績を基に、利用者数の伸びや障がい者ニーズ、退院可能な精神障がい者の利用等を踏まえて目標量を設定します。
- ◆療養介護を除く日中活動系サービスの目標設定は、国の指針と「サービス見込量推計ワークシート」により算定した各年度のサービス必要量を参考に目標量を設定します。
- ◆療養介護の目標設定は、重症心身障害児施設（委託病棟を含む）の実績を基に、利用者数の伸び等を踏まえて目標量を設定します。
- ◆児童デイサービスの目標設定は、利用実績を基に、利用者数の伸び等を踏まえて目標量を設定します。
- ◆居住系サービスの目標設定は、国の指針と「サービス見込量推計ワークシート」により算定した各年度のサービス必要量を参考に目標量を設定します。
- ◆地域生活支援事業については、福祉サービスの利用実績を基に、利用者数の伸びや障がい者ニーズ、退院可能な精神障がい者の利用等を踏まえて目標量を設定します。

（1）施設入所者の地域生活への移行

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、地域での生活を希望する人が、円滑に施設入所・入院から地域生活へ移行できるよう支援します。

国の指針では、目標の設定に当たっては、現時点の施設入所者数の1割以上を地域生活への移行者とするとともに、これにあわせて平成23年度末の時点の施設入所者数を現時点から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することとされています。

本市の平成17年10月1日現在の入所施設入所者は103人です。

平成23年度までに入所施設を退所し、地域生活移行する数値目標は以下のとおりとします

【福祉施設の入所者の地域生活への移行】

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--------------|------|---------------------------|
| 現在の施設入所者数 | 103人 | 平成17年10月1日の入所者数 |
| 目標年度入所者 | 73人 | 平成23年度末時点の入所者数 |
| 目標値：削減見込 | 30人 | 差し引き減少見込み |
| 目標値：地域生活移行人数 | 30人 | 施設からグループホーム・ケアホーム等への移行見込み |

（2）退院可能な精神障がい者の解消

病状的には退院が可能であるが、住まいの確保が難しかったり、生計をたてることが難しいなどといった理由により、継続して入院せざるをえないという精神障がい者については、自立のための支援体制を整備するとともに、住居の確保により早期退院、地域生活への移行を促進します。

このため、「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」が退院することをめざし、そのために必要な自立訓練事業等の充実やグループホーム等の住居の確保により、平成23年度末における退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定します。

本市の平成18年6月30日現在の退院可能な精神障がい者数は26人です。

平成23年度までに退院し、地域生活に移行する方の数値目標は以下のとおりとします。

【入院中の精神障がい者の地域生活への移行】

| | 数値 | 考え方 |
|---------|-----|--------------------|
| 現在 | 26人 | 現在の退院可能な精神障がい者数 |
| 目標値：減少数 | 3人 | 平成23年度末までに減少をめざす人数 |

（3）一般就労への移行

一般企業への就労をめざす障がい者が、授産施設等の福祉施設から一般就労へ円滑に移行が行えるように、就労移行支援事業等を推進するとともに、一般企業への就労が困難な障がい者に対しては、福祉施設における雇用の場を拡大します。

国の指針では、目標の設定に当たっては、①現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすること、②障がい保健福祉施策と労働施策の連携強化を図り、障がい者雇用の観点からの目標値を併せて設定することが望ましいとされています。

また、福祉制度を利用した就労支援を強化する観点から、平成23年度までに現時点の福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち3割は雇用型を利用することをめざすことが示されています。

本市の福祉施設利用者の中で平成17年度に一般就労により退所した方は4人となっています。

平成23年度までに施設を退所し、一般就労する方の数値目標は以下のとおりとします

【福祉施設から一般就労への移行】

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--------------|-----|---------------------------|
| 現在（平成17年度実績） | 4人 | 平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数 |
| 目標値：一般就労移行者 | 10人 | 平成23年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 |

1-3 自立支援給付及び地域生活支援事業の実施目標

（1）各年度の実施目標数値

第1期関市障がい福祉計画では、平成23年度を見据えつつ、平成18年度から平成20年度までの自立支援給付及び地域生活支援事業のサービス見込量を以下の実施目標とします。

実施目標の数値は、施設や事業者の整備等の見込みのほか、訪問系サービス、児童デイサービス、短期入所は、人口推計、障がい者数推計、サービス利用意向、サービス利用実績により設定しました。

生活介護、自立訓練、療養介護、就労移行支援、就労継続支援、旧通所授産施設、小規模作業所、共同生活介護、共同生活援助、施設入所支援、旧入所施設、旧生活訓練施設（精神）は、国のワークシートにより設定しました。また、地域生活支援事業は、現在のサービス利用状況、利用者ニーズ、サービス事業者の提供体制により目標を設定しました。

【自立支援給付の実施目標】

（各年度の1か月の利用延べ数値）

| サービス名 | | 単位 | 17年10月 （実績） | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 23年度 | |
|---------------|------------|-----|----------------|-----------|------|------|------|------|
| 訪問系 サービス | 居宅介護 | 時間 | ※1 | 905 | 1014 | 1122 | 1448 | |
| | 重度訪問介護 | | 490 | | | | | |
| | 行動援護 | | | | | | | |
| | 重度障害者等包括支援 | | | | | | | |
| 日中活動系 サービス | 生活介護 | 日 | ※2 90 | 484 | 484 | 1320 | 3960 | |
| | 自立訓練（機能訓練） | 日 | | | | | | |
| | 自立訓練（生活訓練） | 日 | | 330 | 396 | 484 | 528 | |
| | 療養介護 | 実人数 | | — | — | — | — | |
| | 就労移行支援 | 日 | | （新規） | | 44 | 132 | 154 |
| | 就労継続支援（A型） | 日 | | | 0 | 0 | 44 | 88 |
| | 就労継続支援（B型） | 日 | | | 0 | 0 | 220 | 726 |
| | 旧通所授産施設 | 人 | | ※3 50 | 50 | 48 | 30 | 6 |
| | 児童デイサービス | 日 | | ※4 809 | 1300 | 1456 | 1612 | 2080 |
| | 短期入所 | 日 | | ※5 216 | 192 | 216 | 240 | 308 |
| 居住系 サービス | 共同生活援助 | 実人数 | ※6 | 30 | 36 | 45 | 93 | |
| | 共同生活介護 | | 26 | | | | | |
| | 施設入所支援 | 実人数 | （新規） | 0 | 3 | 20 | 70 | |
| | 旧入所施設 | 実人数 | ※7 103 | 103 | 100 | 71 | 0 | |

平成18年度にサービス体系が大きく変更されます。このことから、旧体系のサービス実績と新体系のサービス実施目標を比較するため、参考として類似サービスをまとめて掲載しました。

※1 居宅介護の平成17年度実績（移動介護を除く。）

※2 デイサービスの平成17年度実績（障がい児デイサービスを除く。）

※3 旧法通所授産施設の平成17年度実績（平均通所日数を月22日と仮定）

（平成23年度までに順次新サービス体系に移行）

※4 児童デイサービスの平成17年度実績

※5 ショートステイの平成17年度実績

※6 グループホームの平成17年度実績

※7 旧入所施設の平成17年度実績（平成23年度までに、順次、新体系の施設入所支援に移行）

第4章 障がい福祉サービスの実施目標（障害福祉計画）

【地域生活支援事業の実施目標】

（各年度の1か月の利用延べ数値）

| サービス名 | 単位 | 17年度 (実績) | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 23年度 |
|---------------------|------|--------------|------|------|------|------|
| (1)相談支援事業 ※8 | | | | | | |
| ①相談支援事業 | | | | | | |
| 障害者相談支援事業 | 実施箇所 | — | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 地域自立支援協議会 | 実施箇所 | 新規 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②市町村相談支援機能強化事業 | 実施箇所 | — | 0 | 1 | 1 | 1 |
| ③成年後見制度利用支援事業 | 実施箇所 | — | 0 | 1 | 1 | 1 |
| (2)コミュニケーション支援 | 時間数 | 50 | 90 | 105 | 120 | 165 |
| (3)日常生活用具給付等事業 | | | | | | |
| ①介護訓練支援用具 | 給付件数 | 10 | 7 | 10 | 10 | 10 |
| ②自立生活支援用具 | 給付件数 | 16 | 5 | 10 | 10 | 10 |
| ③在宅療養等支援用具 | 給付件数 | 8 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ④情報・意志疎通支援用具 | 給付件数 | 24 | 13 | 20 | 20 | 20 |
| ⑤排泄管理支援用具 | 給付件数 | (新規) | 95 | 95 | 95 | 95 |
| ⑥住宅改修費 | 給付件数 | 1 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| (4)移動支援事業 | 時間 | 633 | 460 | 480 | 500 | 600 |
| (5)地域活動支援センター機能強化事業 | | | | | | |
| 地域活動支援センターⅠ型 | 利用者数 | — | — | — | — | — |
| 地域活動支援センターⅢ型 | 利用者数 | — | — | — | 7 | — |
| 訪問入浴サービス事業 | 利用回数 | 303 | 400 | 500 | 600 | 900 |
| 日中一時支援事業 | 利用者数 | (新規) | 37 | 37 | 37 | 40 |
| 生活サポート | 利用者数 | (新規) | 0 | 5 | 5 | 5 |
| 経過的デイサービス事業 | 利用日数 | (新規) | 38 | 30 | 0 | 0 |

※8 指定事業所によるサービス利用計画作成ではなく、市独自にサービスの調整を実施します。

※ ただし、「サービス利用計画（ケアプラン）」については、各年度10件ずつ見込む

※ ⑤は平成17年度は補装具に入れるので新規

（2）主なサービスの現在のサービス水準と実施目標数値の設定

（ア）訪問系サービス

旧サービス体系の居宅介護は、自立支援給付の居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、及び地域生活支援事業の移動支援に細分化されます。目標値は市独自の推計シートにより推計しました。

（イ）生活介護、療養介護、地域活動支援センター

旧サービス体系のデイサービス（児童デイサービスを除く。）は、自立支援給付の生活介護、療養介護及び地域生活支援事業の地域活動支援センターに細分化されます。目標値は国のワークシート及び市独自の推計シートにより推計しました。

小規模なデイサービス事業所は利用実績や事業者の意向を考慮し、地域活動支援センター（精神を除く。）に移行とします。

（ウ）児童デイサービス

旧サービス体系の児童デイサービスは、新サービス体系でも自立支援給付の児童デイサービスと位置付けられます。目標値は市独自の推計シートにより推計しました。

（エ）精神障がい者の地域活動支援センター

精神障がい者への相談事業や社会参加事業等を実施していた地域生活支援センターを地域生活支援事業の地域活動支援センター（精神）に移行します。

また、目標値は市独自の推計シートにより推計しました。

（オ）就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労移行支援、地域活動支援センター

旧サービス体系の旧通所授産施設は、平成23年度までに就労継続支援、就労移行支援等に移行するものと見込まれますが、新サービス体系への移行年度は、平成18年11月に岐阜県より情報提供があった結果により見込みました。目標値は国のワークシート及び市独自の推計シートにより推計しました。

（カ）共同生活援助、共同生活介護

旧サービス体系のグループホームは、自立支援給付の共同生活援助、共同生活介護に移行します。目標値は国のワークシートにより推計しました。

第4章 障がい福祉サービスの実施目標（障害福祉計画）

（キ）施設入所支援、旧入所施設

旧サービス体系の入所施設は、平成23年度までに、主に夜間のサービスが提供される施設入所支援に移行しますが、新サービス体系への移行年度は、平成18年11月に岐阜県より情報提供があった結果により見込みました。目標値は国のワークシートにより推計しました。

（ク）日中一時支援

発達障がいを含めた小学生以上の障がい児及び知的障がい者に、活動の場等を提供する日中一時支援を平成18年10月より新規に実施します。

2. 障がい福祉サービス等の提供体制と確保策

2-1 自立支援給付の提供体制

（1）居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護等は、今後もニーズの増加が見込まれることから、サービスのより一層の充実が望まれています。現在、ホームヘルパーの派遣実績のある事業所は4事業所あり、居宅介護の供給体制は充足していますが、今後も地域の障がいのある人のニーズを十分反映したサービス提供体制を充実します。また、行動援護及び重度障害者等包括支援の事業所の不足が見込まれることから、事業者に対してサービスの実施を要請するとともに、移動支援や生活介護等でサービス提供に対応します。

さらに、対象者に対しては、サービス利用を促進し、常にニーズの掘り起こしを進めます。

（2）生活介護

常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。今後、利用者が増加するとともに、施設入所利用者の利用も見込まれます。

現在の利用施設のほか、施設入所支援などを行うサービス提供事業所を活用するとともに、必要な予算措置を行います。

（3）就労移行支援

一般就労を希望する障がいのある人、養護学校卒業者、通所授産施設通所者などの利用が見込まれます。

一般企業や養護学校などとのネットワークづくりを推進し、就労希望者を支援します。

（4）就労継続支援（A型、B型）

経過措置を適用している通所授産施設利用者のほか、小規模作業所通所者や施設入所者の利用が想定されます。

第4章 障がい福祉サービスの実施目標（障害福祉計画）

（5）児童デイサービス

市内の4事業所でサービスを提供しています。

今後もサービス提供事業所を活用するとともに、必要な予算措置を行います。

（6）短期入所（ショートステイ）

現在、市内の7事業所でサービスを提供しています。施設入所支援などを行う事業者を活用するとともに、必要な予算措置を行います。

（7）共同生活援助及び共同生活介護

現在、利用実績のある事業所は、市内では知的障がい者の共同生活介護事業所が14事業所となっています。また、市外では精神障がい者の共同生活介護事業所が2事業所、知的障がい者の共同生活介護事業所が3事業所であり、本市の16人の障がいのある人が利用しています。

今後も、親亡き後の生活の場の確保を含め、障がいのある人のニーズの増加を見込み、平成23年度までに32人の利用者増を確保できるよう必要な予算措置を行います。

（8）施設入所支援

現在、利用実績のある事業所は、30か所となっています。

国の方針では、現時点の施設入所者数の1割以上を地域生活へ移行させる目標としており、平成23年度末時点の施設入所者数を現時点から7%以上削減することが基本とされています。共同生活援助事業所や共同生活介護事業所などと連携しながら、入所ニーズの増減に対応していきます。

1-2 地域生活支援事業の提供体制

地域生活支援事業は地域の実情に応じて市町村が整備します。本市の各サービスの提供体制などは、以下により実施します。また、利用者のニーズ、利用状況を勘案し必要な提供体制を確保します。

| サービス名 | 実施機関 |
|-------------|-------------|
| 相談支援 | 市が実施。事業所に委託 |
| 移動支援 | 市が実施。事業所に委託 |
| 地域活動支援センター | 市が実施。 |
| 訪問入浴サービス | 市が実施。事業所に委託 |
| 日中一時支援 | 市が実施。事業所に委託 |
| 生活サポート | 市が実施予定。 |
| コミュニケーション支援 | 市が実施。 |
| 日常生活用具の給付 | 市が実施。 |
| 経過的デイサービス | 市が実施。事業所に委託 |